

会 議 名	第5回 港区景観審議会
開 催 日 時	平成25年7月9日(火曜日)午後3時から午後5時40分まで
開 催 場 所	区役所9階911会議室
委 員	(出席者) 齋藤 潮 会長、杉山 朗子 副会長、大倉 富美雄 委員、宮脇 勝 委員、村木 美貴 委員、荒澤 経子 委員 富岡 晃 委員、野田 律子 委員 (欠席者) 倉田 直道 委員、小澤 雄樹 委員、池邊 このみ 委員、
	(臨時委員：港区景観アドバイザー) 佐藤 尚巳 氏、加藤 幸枝 氏
事 務 局	街づくり支援部長、特定事業担当部長、都市計画課長、開発指導課長、総合計画担当係長、都市計画担当係長、景観指導係長
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 2 議題 (1) 港区景観計画の改定事項等について (2) 港区景観重要建造物の指定について (3) 「環状2号線周辺景観形成特別地区」の見直しについて (4) 一般地域「斜面緑地」の対象区域の検討について (5) 一般地域の「屋外広告の表示等に関する配慮事項」の見直しについて 3 その他 4 閉会
配 付 資 料	[事前配付] 資料1 港区景観計画の改定事項等について 資料2 港区景観重要建造物の指定について 資料3 「環状2号線周辺景観形成特別地区」の見直しについて 資料4 一般地域「斜面地」の対象区域の検討について 資料5 一般地域の「屋外広告の表示等に関する配慮事項」の見直しについて 参考資料1 第4回港区景観審議会 議事要旨 [席上配付] なし
会議の結果及び主要な発言	
事務局	1 港区景観計画の改定事項等について (説明)

事務局 委員	2 港区景観重要建造物の指定について (説明) どういった建造物を指定対象とするのか。
事務局	指定する建造物は今後検討していく。
委員	東京タワーを景観重要建造物に指定するのであれば、東京タワーからの眺望も景観計画内で検討していくべきである。
会長	絶対高さ制限もあわせて検討していくことが大事である。
アドバイザー	指定した景観重要建造物の背景も景観上重要であり、今後、背景となる部分に建築される建物に対しても何らかの規制がかかる可能性がある。また、他区との連携も必要になるだろう。
会長	景観重要建造物に指定すると、他区との景観調整もしやすくなるだろう。また、周辺の建物に対して景観上の配慮をしてもらう際の材料となる。
アドバイザー	景観重要建造物周辺の景観については、区を超えた調整が必要である。
委員	東京タワーを指定する場合、東京タワーから富士山を眺められるよう、港区・目黒区・世田谷区・渋谷区を跨いで景観調整を行う必要がある。
事務局	都選定歴史的建造物の場合は、区を跨がる指導を都が行っている。都として指定するもの、区として指定するもの、棲み分けが必要である。
委員	泉岳寺中門が景観重要建造物候補選定結果に挙がっているが、周辺の建物が景観に配慮されていないのはどうなのか。周辺への景観の波及効果を含めて指定できるとよい。景観重要樹木も指定する場合は、“連続樹木景観”等、並木として指定できるとよい。
事務局	並木景観としては、神宮外苑銀杏並木周辺を景観形成特別地区に定めている。また、大門通り周辺、青山通り周辺も景観形成特別地区として規制している。
会長	景観重要建造物に指定すれば、その周辺を景観形成特別地区にかける等は有り得る。周りの人々の意識も変わるのではないか。
委員	泉岳寺の参道も含めて、景観の配慮をできるとよい。
事務局	泉岳寺駅出口からの坂道も、泉岳寺の参道となっていれば、周辺で景観形成特別地区を指定することも考えられるのかもしれない。しかし、泉岳寺の参道は短いため指定は難しい。
委員	青山小学校付近の桜並木の先にある門は景観的に良い。寺社のみでなく幅広く指定してほしい。
会長	「港区の歴史的建造物」は、調査の第一歩として指定候補を選定する際に用いたものである。その他にも候補となり得るので、指定基準を検討していけば良い。
事務局 会長	3 「環状2号線周辺景観形成特別地区」の見直しについて (説明) 環状2号線周辺景観形成特別地区については、様々な計画が重複している。他の計画と矛盾しないようにしているかと思うが、景観形成特別地区として独自に定められること・定めたいことは何か。

<u>事務局</u>	<p>環状2号線沿道では、共同化等を行い街区再編を行うよう「東京のしゃれた街づくり条例」に基づいた「街並み再生方針」を定めている。</p> <p>相互の矛盾はないが、次世代の東京の顔となるシンボルストリートにふさわしい景観づくりのために色彩や屋外広告物等を景観計画で補完してもらいたい。</p>
<u>委員</u>	<p>「楽しく歩ける」とあるが、歩いていくにはどの駅からも遠い。実際に歩けるのか。どこかに駅ができるのか。</p>
<u>事務局</u>	<p>虎ノ門ヒルズと日比谷通りの交差部分付近に、将来地下鉄駅ができる構想がある。景観計画の基本方針において「誰もが楽しく歩ける、賑わいや風格のある通りを創る」を掲げているため、この表現を使っている。この表現についても、今後見直しが必要である。</p> <p>地上部道路には広幅員歩道があるが、街路樹が植栽されているだけでは歩いていても楽しくない。建物の1・2階部分を賑わい施設にすることや、道路部分のエリアマネジメントにより賑わいを演出したい。</p> <p>全体の施策で総合的に賑わいを演出するが、景観計画では景観に関係する部分を記載していきたい。</p>
<u>委員</u>	<p>1・2階部分の賑わいを醸し出すような工夫をしてほしい。</p>
<u>事務局</u>	<p>「街並み再生方針」では、1階部分は必ずにぎわい施設を設けるとしている。</p>
<u>アドバイザー</u>	<p>駐車場や駐輪場の附置義務があり、側道に出入口を設けられない場合、広幅員歩道を車や自転車が横切らざるを得ない状態になってしまう。環状2号線に面して駐車場等の出入口を設けられてしまうため、何らかの緩和措置を設けてほしい。</p>
<u>事務局</u>	<p>「街並み再生方針」では、共同化等で敷地をまとめ原則自動車出入口は環状2号線沿道に設けないこととしている。</p>
<u>アドバイザー</u>	<p>小さい敷地規模のままで環状2号線にしか間口が開かれていない場合でも駐車場等を設けなくて良いようにしてほしい。</p>
<u>事務局</u>	<p>「街並み再生方針」では、敷地面積の最低限度を250㎡としており、1階部分にはにぎわい施設を壁面の過半設けないと、容積率の緩和のインセンティブを利用できない。</p> <p>容積率緩和を必要とせず「街並み再生方針」に適合しない建築物についても、すべて含めて景観形成特別地区としてカバーしていきたい。</p>
<u>アドバイザー</u>	<p>景観指導は駐車場指導や緑化指導等と比べて拘束力が弱い。</p> <p>駐車場や駐輪場の附置義務を緩和しないと、出入口を設けないようにするには難しい。景観を最優先するようしてほしい。</p>
<u>事務局</u>	<p>現在策定している低炭素街づくり計画で、駐車場の集約を方針とし駐車場の附置義務を緩和することは考えられる。</p>
<u>委員</u>	<p>道路の幅員と沿道の建築物の規模と比べ、街路樹のハナミズキ等は規模が小さいのではないか。</p> <p>検討委員会の対象範囲の中で、異なる樹種により四季を表現しても、細々してしまうのではないか。視覚だけでなく香り等の五感に訴えるものが良い。</p> <p>シマトネリコを樹形で刈り込むのは、維持管理が大変ではないか。</p> <p>街路樹等の維持管理を行う主体はどこか。</p>

事務局	環状2号線は都道であり、植栽等の検討と道路上の管理を行うのは東京都の管轄である。東京都では環状2号線を「緑の軸」に位置づけている。頂いたご意見は東京都の担当に伝える。
委員	神戸の大丸前のオープンカフェのように、座れるようにしたい。
事務局	先週、東京都と港区で、地元住民の方々とエリアマネジメント準備会を組織した。2年間かけて、道路管理や屋外広告物の道路占用許可等を行えるような組織にしていきたい。
委員	設計段階であれば、地下道や車のアクセスなどへの対応も考えられる。しかし、設計が終わった後で、建築物の色彩や用途等、残された部分を景観でどうにかさせようとする印象を受ける。
事務局	地下道には本線が走っており、周辺の街並みを分断しないように一体感をもたせるため地上部道路を整備した。本線ではないため車の通行量が少なく対向一車線の贅沢な道路空間が形成されることとなった。そのため、景観計画が最後の仕上げだと考えている。
アドバイザー	駐車場や駐輪場の出入口、緑地の確保でほぼ1階部分のプランは決定してしまう。ぜひ何らかの緩和措置を検討してほしい。
事務局	バイクシェアリングの実施も検討し、東京都とも協議している。
アドバイザー	1階部分に店舗を設けた場合は、バイクシェアリングを利用できる等誘導できると良い。
委員	景観の専門家である景観審議会委員のどなたかが、エリアマネジメントの検討にも参加できればよい。
事務局	検討する。
アドバイザー	環状2号線の10年後・30年後を見据え、どうあるべきかというデザイン調整会議が必要である。
委員	環状2号線沿道では、横のゆったり感を出すデザインを採用することや外壁基本色を真っ白なものの使用を禁止する等より厳しいデザインルール等をエリアマネジメントで揉んでおいた方がよい。
事務局 会長	<p>4 一般地域「斜面地」の対象区域の検討について (説明) 主な検討課題は、①斜面緑地と斜面地を分けることについて、②対象範囲の考え方である。 例えば高輪斜面緑地では、斜面緑地から30mの範囲内に含まなくても、第一京浜からの見えを考慮して、第一京浜から斜面緑地の間を対象範囲に加えていくことも考えられる。</p>
委員	斜面地は港区の美しい景観を形成する地形の一部であり、図などで表し、先行的に緑化していく範囲を示しても良いのではないか。
事務局	斜面地は高低差から導き出すが、図に表すことは作業的に困難である。斜面地を包括的に緑化していくという、概念として定めている。

<u>アドバイザー</u>	斜面緑地を見せる工夫や緑化による事業者にとってのインセンティブがないと、民間に緑化を求めるのは難しい。
<u>事務局</u>	港区全体として緑の連続性を繋げることを示していけば、理解が得られるのではないか。
<u>委員</u>	斜面緑地と斜面地の違いが分かりづらい。 斜面緑地を「景観上重要な緑地」としたり、生態系の保全も示す等、「守るべき」ものであることが分かるよう、名前等から斜面緑地の指定の目的が伝わるようにしてほしい。
<u>事務局</u>	表現を検討する。
<u>委員</u>	斜面緑地の景観形成基準の中で、「単調な壁面が生じることを避け」とあるが、単調でなければ良いのではない。隠蔽するような壁面を避ける、といった表現にしたい。ピロティを設けたり、壁面をガラス面にする等具体的に記載すると良い。
<u>事務局</u>	表現を検討する。
<u>事務局</u>	5 一般地域の「屋外広告の表示等に関する配慮事項」の見直しについて (説明)
<u>委員</u>	正体文字だけでは限定的過ぎてデザインの幅が狭まるのではないか。
<u>事務局</u>	表現を修正する。
<u>委員</u>	色相別明度・彩度範囲図で、BG系の色相が彩度8までしかないのに許容できる色彩の範囲が彩度8までになっていると、派手な色を使用して良いという印象を与えてしまうのではないか。
<u>事務局</u>	「東京都屋外広告物条例」との関係上、景観計画内に色相別明度・彩度範囲図は載せられない。あくまで助言・指導用として使用する。
<u>委員</u>	屋外広告物に彩度の高い色を使用する場合は、1色に限る等も考えられる。屋外広告物は、何かを伝えるために設置するものだが、景観上目立ちすぎるものの設置は避けたい。
<u>アドバイザー</u>	屋外広告物で彩度の高い色の面積比はどれ程度か調査を行い、例えば20%等明確な基準を作った方が良いのではないか。
<u>アドバイザー</u>	京都では、CIカラー色を20%以下にする取り組みをしており、景観上の効果が出ている。
<u>アドバイザー</u>	例えば景観形成特別地区では15%、一般地域では25%、商業地域では20%等、実態に基づき数値を示していけると良い。
<u>事務局</u>	今回は一般地域における配慮事項である。今後、景観形成特別地区で配慮事項を定める場合はより厳しくすることも検討していきたい。

<u>事務局</u>	<p>その他</p> <p>第3回港区景観街づくり賞は赤坂 K タワー及び大門シガレット、奨励賞は友愛会館、三田病院が選出された。</p> <p>特別賞は、港区アドプトプログラム又は港区民交流ガーデン事業に登録しており、道路・公園のボランティア活動で5年以上活動している43団体とした。</p> <p>今後、絶対高さ制限の方向性を踏まえながら景観計画改定に向けて検討を進めていく。</p> <p>次回の景観審議会は、夏頃を予定している。</p>
------------	---